

2022年11月1日

本学部認定薬剤師新規・更新申請者 各位

慶應義塾大学薬学部生涯学習事務局

本学部認定薬剤師認定基準改正にともなう認定薬剤師新規・更新審査における
eラーニング単位の取扱い変更について

いつも本学部認定薬剤師制度をご利用くださりありがとうございます。

標記の件について、本学部認定薬剤師認定基準を下記のとおり改正しましたのでお知らせいたします。

記

- ・施行日 2022年11月1日
※2023年4月1日付の認定申請より適用されます。
(申請期間：2023年2月1日～3月15日(必着))
- ・改正箇所 本学部認定薬剤師認定基準 第6条(3)他の認証機関の実施事業 から
「・eラーニングは、1期10単位の範囲内で認定」の項を削除。
eラーニングによって取得された単位の受入上限を撤廃します。

・新旧対照表(改正箇所のみ抜粋)

(新)	(旧)
第6条 (3)他の認証機関の実施事業 <u>(削除)</u> ・論文発表、学会発表は本学部発行の論文・ 学会発表単位とあわせて1期10単位の範囲 内で認定 ・グループ研修は1期5単位、自己研修は 年間5単位の範囲内で認定	第6条 (3)他の認証機関の実施事業 <u>・eラーニングは、1期10単位の範囲内で 認定</u> ・論文発表、学会発表は本学部発行の論文・ 学会発表単位とあわせて1期10単位の範囲 内で認定 ・グループ研修は1期5単位、自己研修は 年間5単位の範囲内で認定

(裏面に続きます)

- ・備 考 本改正にともない、2020年6月15日付で本学部生涯学習ウェブサイトに掲出しておりました案内文書「本学部主催・共催事業による単位取得要件の撤廃および新型コロナウイルス感染拡大防止による公開講座開催中止のため認定基準を満たせない者への要件緩和について」内の『【eラーニングの要件緩和について】』は撤廃します。
- ※理由書の提出は不要となります。

(撤廃箇所のみ抜粋)

【eラーニングの要件緩和について】

本学部認定基準では、「eラーニングは、1期10単位の範囲内で認定」としておりますが、新型コロナウイルス感染拡大防止による公開講座開催中止のため認定基準を満たせない場合は、1期20単位まで利用することが可能です。更新申請時に、その旨を「理由書（書式自由）」に記載のうえご提出ください。

以上